

令和 8 年度 国民健康保険税率

その年の4月から翌年3月までの12カ月をひとつの年度として考え、世帯主と加入者の所得、人数に応じて計算されます。

年度途中の加入や脱退においては、資格のある月数に応じて計算、課税されます。

計算方法は下の表のとおりです。

	所得割額	均等割額	平等割額		賦課限度額
医療分	(A) 基準総所得額 × 6.0%	(B) 加入者1人につき 24,000 円	(C) 1世帯につき 21,600 円	=	(A+B+C) 66 万円
後期分	(D) 基準総所得額 × 2.3%	(E) 加入者1人につき 9,600 円	(F) 1世帯につき 7,800 円	=	(D+E+F) 26 万円
介護分 (40歳から64歳)	(G) 基準総所得額 × 2.0%	(H) 加入者1人につき 14,400 円	なし	=	(G+H) 17 万円
子ども分	(I) 基準総所得額 × 0.26%	(J) 加入者1人につき 1,800 円 (K) 18歳以上加入者1人につき 140 円	なし	=	(I+J+K) 3 万円
合 計	10.56%	加入者1人につき 49,940 円	1世帯につき 29,400 円		112 万円

- 所得割：加入者の前年所得に応じて計算します。
- 均等割：加入者数に応じて計算します。
- 平等割：一世帯あたりで計算します。
- 基準総所得額：総所得金額等から基礎控除額（43万円）を引いたものです。
- 賦課限度額：国保税額の上限です。